

特定健診と健康診断

特定健診（メタボ健診）	健康診断（一般健診）
対象者 40歳から74歳 健康保険組合などの医療保険者に実施義務 診断項目 診察 問診 身体計測（身長・体重・BMI・腹囲） 血圧測定 血中脂質検査 （中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール） 血糖検査（空腹時血糖、HbA1c） 肝機能検査（ GOT、GPT、γ-GTP ） 尿検査（尿糖、尿蛋白） 一定の基準のもとで医師が必要とする場合 心電図検査 眼底検査 貧血検査（血色素量及び赤血球数） 腎機能検査（クレアチニン、eGFR）	職種・業種を問わず全ての労働者に義務付け 雇入れ時、定期健診（年1回） 会社の実施義務（労働安全衛生法） 労働者を1人でも雇用する場合。 常時50人以上の労働者を使用する事業所は、健康診断結果を所轄の労働基準監督署に報告する必要がある。 診断項目 既往歴および業務歴の調査 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 身体計測（身長・体重・腹囲※、視力及び聴力） 胸部エックス線検査及び喀痰検査※ 血圧測定 貧血検査（血色素量及び赤血球数）※ 肝機能検査（ GOT、GPT、γ-GTP ） 血中脂質検査 （HDL コレステロール、LDL コレステロール、血清トリグリセライド）※ 血糖検査（空腹時血糖、HbA1c） 尿検査（尿糖、尿蛋白） 心電図検査(35歳、40歳以上)※ ※の項目は、一定の条件を満たした場合に省略可能。

○特定健診

特定健診は40歳～74歳を対象にメタボリックシンドロームのリスクチェックをする。（生活習慣病の前段階での状態で、具体的には糖尿病の境界型や、高血圧・脂質異常症・肥満などが程度が軽くとも重なって起こると糖尿病の発症や心臓や血管の病気につながりやすい。内臓脂肪の蓄積に加え脂質異常、高血糖、高血圧症等の動脈硬化のリスクを2つ以上併せ持つ代謝異常）

特定健診は2008年4月から始まりました。

対象者は40歳～74歳未満の保険加入者であり、主体は国民健康保険や健保組合等の保険者であり、生活習慣病（高血圧症、糖尿病、脂質異常症等）は重篤化すれば脳卒中、心筋梗塞等のリスクがあり、初期は自覚症状もないことも多く、それだけに早期の発見や予防が重要です。

特定健診の目的はメタボリックシンドロームに注目し、生活習慣病のリスクのある人を明らかにして発症・重症化を防ぐことです。

○一般健康診断

常時雇用する労働者など一般的な労働者について実施が義務づけられている健康診断で、雇入れ時の健康診断や定期健康診断などが該当します。

健康診断の目的は、労働者の病気の予防や異常の早期発見、職場環境の改善に役立てる。

労働者の健康リスクを早期に発見することで、労災の発生や離職による人手不足を未然に防ぐことができます。